

令和7年度 施設開放について

清瀬高等学校では、都立学校開放事業としてグラウンド開放を実施します。
開放日（施設利用可能日）は別紙「グラウンド開放日一覧」のとおりです。
なお、施設利用に当たっては事前に団体登録が必要です。登録を希望される団体は期限までに下記のとおり申請してください。

なお、本校では、清瀬市又は隣接する市の地域スポーツクラブ・地域青少年スポーツ団体に優先的に開放していますのであらかじめご了承ください。

記

1 登録の要件

登録できる団体は、次の条件の全てを満たす団体とします。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
(障害者団体に該当する場合は5名以上（支援者等を含む）の団体)
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (6) 本校が定めた別紙「施設使用に関する決まり」を遵守できる団体

2 団体登録の申請方法

「①都立学校施設使用団体登録申請書〔施開様式2〕」、

「②登録団体構成表〔施開様式3〕」、「③施設使用日希望調査票」に

必要事項を記入し、郵送または持参にて期限までに申請してください。

(持参の場合は、平日午前9時から午後4時までにお越しください。

土日祝日は受け付けておりません。)

3 申請書等の提出期限

令和7年6月30日(月)午後4時 必着

<提出先・問合せ先>

〒204-0022 東京都清瀬市松山3-1-56

東京都立清瀬高等学校 経営企画室 開放事業担当

電話：042-492-3500